【事例 H25-02-05】大阪府

自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）
＝警察との連携による自殺未遂者支援＝

先政令市・中核市を含めた大阪府全域で、警察署と連携した「自殺未遂者相談支援事業」を実施した。警察署から情報提供を受けた保健所等は対象者に連絡し、電話や面接などによる相談支援を行った。

【実施主体】　大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
【大綱の分類】　自殺未遂者への対応
【事業予算】　4,028 千円（予算額）
【利　点】
・自ら相談窓口に訪れることが難しい自殺未遂者が支援につながるきっかけになる。
・対応する職員への各種研修会の実施等により、相談を受ける側の相談スキルが向上する。
・警察署と連携することで、それぞれの立場から各地域で自殺未遂者支援に協力して取り組む関係を築いていくことができる。
【実施に至るまで】
　【背景・必要性・理由の概要・等】
・大阪府では、平成 10 年度から年間の自殺者数が 2,000 人前後で推移するという深刻な状況があり、自殺のハイリスク者である自殺未遂者への支援が急務となっていた。このため、自殺未遂者の実態把握を行い、効果的な支援の方策を検討するために、平成 21 年度から救命救急センターにおける「自殺未遂者実態調査事業」などに取組んできた。
・これらの取組みから、自殺未遂者は、自殺企図直後の複雑な心境や地域生活を営む上での困難など、いくつもの課題を抱えているため、様々な支援が必要であるが、心理的に追い込まれた状況では自ら相談窓口に訪れることが難しいという特性から、相談窓口につなぐためのアプローチが課題となっていた。
・こういった状況の中で、警察署と連携した自殺未遂者支援として、堺市では平成 21 年 4 月から「いのちの相談支援事業」を、大阪市では平成 21 年 11 月から「自殺未遂者相談支援事業」を実施してきた。先行する２政令市の取組みの成果を受け、平成 25 年 1 月から政令市・中核市を含めた大阪府全域で、警察署と連携した「自殺未遂者相談支援事業」（以下本事業という。）を実施することとした。
　【計画を立てる上での工夫・等】
・府全域で統一した連携体制
本事業では、２政令市が先行して取組みを行っていた。そのため中核市を含めた府全域で統一した支援を行うために、政令市・中核市を含む行政や大阪府警察本部と協議を行った。
協議の際には、対象者支援の管轄、対象者への同意の取り方や個人情報の取扱基準の違いなどについて協議を重ね、その結果、警察署・保健所等のそれぞれの担当者がわかりやすい様式の検討

を行うとともに、共通のリーフレットの作成や事業名称の統一など、大阪府全域で統一した事業を行えるよう体制を構築した。

・リーフレットの配付

自殺未遂者とその家族に本事業を分かりやすく説明するためにリーフレットを作成し、警察署で本事業を説明する際に配付をしている。自殺企図直後には混乱していて相談支援を希望していなかった対象者が、後日落ち着いた際に相談をすることができるように工夫している。

・本人に寄り添った支援

自殺に傾いている人は、精神的に余裕が無く、心理的視野狭窄に陥っている場合も多く、相談窓口を紹介するだけでは支援につながらない可能性が大きい。相談窓口との調整や同伴など、本人に寄り添った支援を心がけている。

・相談スキルの向上

相談支援を担当する者への研修を充実させることで、相談スキルの向上を図っている。

・相談支援担当者のサポート

自殺未遂者の相談支援にかかわることは、時として心理的な負担が大きいことがあり、担当者をサポートする体制を作ることが重要である。

担当者の心理的な負担を軽減するために、複数の担当者でアセスメントを行い、事例検討を実施するなど、自治体ごとに事例を支援者が一人で抱え込まない体制を作るよう配慮している。

【具体的な内容・実施の過程】

１ 堺市における「いのちの相談支援事業」の取組み

（１）事業内容

平成 21 年 3 月に「堺市自殺対策推進計画」を策定し、市民一人ひとりが命の大切さや自殺防止に関する理解を深め、身近で悩んでいる人をみんなで支え合うことが出来る生きやすい社会の実現をめざし、自殺対策の取組みを強化するために、精神保健課に「いのちの応援係」を設置した。

「いのちの応援係」では、自殺のハイリスク者である自殺未遂者の直接的な相談支援を、警察署と消防署（救急隊）と協力して行っており、再企図の防止に努めている。

（２）経過

①警察署との連携

・警察署で関わりのあった自殺未遂者で相談同意のある人を「いのちの応援係」に紹介。

平成 21 年 4 月・・・堺警察署の協力により「いのちの相談支援事業」をモデル実施（堺区）。

6 月・・・西堺警察署の協力により、一部エリアを拡大（中区、西区）。

11 月・・・堺市全域で実施。

平成 22 年 7 月・・・自殺未遂者本人だけでなく、家族への相談を開始。

②消防局（救急隊）との連携

・救急隊で関わりのあった自殺未遂者で、相談同意のある人を「いのちの応援係」に紹介。
同意が取れない場合も事業の案内リーフレットを手渡す。

平成 23 年 11 月・・・消防局（救急隊）の協力により実施。

③大阪弁護士会との連携

自殺未遂の原因が多重債務等の法的問題の場合、連携して対応。

２　大阪市における「自殺未遂者相談支援事業」の取組み

（１）事業内容

平成 21 年 4 月に策定した「大阪市自殺対策基本指針」の具体的な取組みのひとつとして、精神科医療の必要な人を医療につなぎ、また必要な関係機関に適切につないでいくことにより、さらなる自殺を防ぐことを目的として、警察と連携した自殺未遂者への相談を始めた。

（２）経過

平成 21 年 11 月・・・こころの健康センターを相談窓口とした「自殺未遂者相談支援事業」を市内５警察署でモデル的に実施。

平成 22 年 7 月・・・14 警察署の協力により実施。

平成 23 年 1 月・・・大阪市全 28 警察署に拡充して実施。対象者は、単身の自殺未遂者本人。

平成 23 年 10 月・・・自殺未遂者と共に家族も相談支援の対象とした。

平成 24 年 7 月・・・各区の保健福祉センターを相談窓口として、直接警察署からの相談に応じる体制とした。こころの健康センターは、各区保健福祉センターから依頼のあった処遇困難ケースに対して、支援方法や支援計画について検討を行い、「出かけるチーム精神保健相談」により技術支援を行う。

（１）対象

府内の警察署が関わった自殺未遂者やその家族（府内居住者に限る。）で、本事業による支援を希望する人。

（２）方法

警察署から情報提供を受けた保健所等（※）は対象者に連絡し、電話や面接などによる相談支援を行う。その際、その人の気持ちを受け止め、抱えている悩みに応じて専門の相談窓口につなぐなど、対象者の課題に応じた支援を行うよう配慮する。

※大阪市は各区の保健福祉センター、堺市は精神保健課いのちの応援係、東大阪市は各保健センター、それ以外の府内（高槻市・豊中市を含む）は保健所

【成　果】

▼　府内全体で事業を開始した平成 25 年 1 月から 3 月までの間の新規対象者は、313 人となっている。特に「オール大阪」として統一した事業展開を行うことで、警察署にも改めて取組みの周知が図られ、先行して取組んでいた２政令市においても支援件数が増加した。

▼　本事業が始まる前は保健所等の相談支援につながりにくかった自殺未遂者についても、相談支援につながるようになってきている。

【補　足】

・年に１～2 回、大阪府警本部・大阪府・政令市・中核市等で定期的な協議の場をもち情報共有、課題の検討を行っている。

【課　題】

・定期的な協議の場の設定

堺市・大阪市による先行的な取組みの実績があるものの、府全域の取組みを開始したところであることから、今後は大阪府警本部・大阪府・政令市・中核市等による定期的な協議の場を設定し、継続した情報の共有、課題の検討を行っていく必要がある。

・地域におけるネットワーク、住民に身近な生活支援の構築

自殺未遂者やその家族の支援をより適切に行っていくためには、保健所等の構築する保健・医療のネットワークだけではなく、より身近で地域にねざした市町村や地域の支援機関による生活支援のネットワークが必要である。

本事業の開始により、保健所等と警察署は「顔の見える関係」が更に深まり、支援においての連携が深まった。このような「顔の見える関係」により、強化されたネットワークを保健所等と市町村自殺対策担当課や関係機関との情報交換・情報共有の場を増やすことで、構築していくことが求められている。

・相談支援ノウハウの共有

地域ネットワークを活用し、事例検討や研修会等を実施し、自殺未遂者の相談支援のノウハウを共有し、積み重ねていくことが必要である。

【事業種別】　強化モデル事業

【準備期間・人数】（不明）

【予防段階】　2 次

【自治体規模】人口　約 887 万人（大阪府人口総計）（平成 25 年 3 月 31 日現在）

【自治体負担率】自治体負担なし

【事業対象】　府内警察署

【支援対象】　自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】　大阪府健康医療部保健医療室地域保健感染症課
（現在　大阪府健康医療部保健医療室地域保健課）
TEL：06-6944-7524
URL：http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/